宮崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成１０年第４１２号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、政令、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成２７年厚生労働省告示第１９６号）及び地域支援事業実施要綱（平成１８年６月９日老発第０６０９００１号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）の例による。

（事業の目的）

第３条　総合事業は、次に掲げることを目的に行う。

(1)　要支援・要介護状態になることをできるだけ予防するとともに、自立した生活に向けた支援を行う。

(2)　従来の専門的なサービスに加え、民間企業により提供されるサービス、住民主体の介護予防事業や生活支援サービスの充実等を図り、高齢者が自身の力を最大限にいかしつつ、必要なサービスの選択、サービスの担い手として活躍するといった仕組みづくりを構築する。

（事業の内容）

第４条　市長は、総合事業として、次に掲げる事業又はサービスを実施する。

(1)　介護予防・生活支援サービス事業（第１号事業）

ア　訪問型サービス（第１号訪問事業）

(ｱ)　介護予防型訪問サービス（旧介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスをいう。以下同じ。）

(ｲ)　訪問型家事援助サービス（市長が別に定める者により実施される訪問型サービスであって、省令第５条で定める日常生活上の世話（入浴、排泄、食事等の介護を除く。）を行うサービスをいう。以下同じ。）

(ｳ)　訪問型短期集中サービス（保健・医療の専門職により提供される訪問型サービスであって、３か月から６か月以内の短期間で行われるサービスをいう。以下同じ。）

イ　通所型サービス（第１号通所事業）

(ｱ)　介護予防型通所サービス（旧介護予防通所介護に相当する通所型サービスをいう。以下同じ。）

(ｲ)　通所型短期集中サービス（保健・医療の専門職により提供される通所型サービスであって、３か月から６か月までの短期間で行われるサービスをいう。以下同じ。）

ウ　その他の生活支援サービス

(ｱ)　栄養ケアマネジメント配食サービス（管理栄養士の支援のもと、在宅での適切な食事療法の定着を目的とした配食サービスをいう。以下同じ。）

エ　介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業）

(ｱ)　ケアマネジメントＡ（介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメントをいう。）

(ｲ)　ケアマネジメントＢ（サービス担当者会議等を省略した介護予防ケアマネジメントをいう。）

(2)　一般介護予防事業

ア　介護予防把握事業

イ　介護予防普及啓発事業

ウ　地域介護予防活動支援事業

エ　一般介護予防事業評価事業

オ　地域リハビリテーション活動支援事業

（総合事業の実施方法）

第５条　市長は、総合事業を、通知別記１(1)ア(ｴ)①(a)から(d)まで（介護予防ケアマネジメントにあっては同①(a)又は(b)、一般介護予防事業にあっては同①(a)、(b)又は(d)に限る。）のいずれかにより実施するものとする。

２　市長は、総合事業のうち介護予防型訪問サービス、介護予防型通所サービスについては、指定事業者により実施する。

３　市長は、総合事業のうち、訪問型家事援助サービスについては、指定事業者又は委託により実施する。

４　市長は、総合事業のうち、訪問型短期集中サービス、通所型短期集中サービス及び栄養ケアマネジメント配食サービスについては、委託により実施する。

（第１号事業に要する費用の額）

第６条　第１号事業に要する費用の額は、別に定める。

（第１号事業支給費に係る審査及び支払）

第７条　市長は、指定事業者により実施する第１号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第１１５条の４５の３第６項の規定により宮崎県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

（第１号事業支給費に係る支給限度額）

第８条　省令第１４０条の６２の４第２号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成２７年厚生労働省告示第１９７号）に定める様式第１（以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目の回答が様式第２に掲げるいずれかの基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）の第１号事業支給費の支給限度額は、要支援１の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の１００分の９０（法第５９条の２第１項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては１００分の８０、法第５９条の２第２項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては１００分の７０）とする。

２　前項の規定に関わらず、事業対象者の状態（退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると考えられるような場合等）により、市長が認めた場合は、事業対象者の第１号事業支給費の支給限度額は、要支援２の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の１００分の９０（法第５９条の２第１項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては１００分の８０、法第５９条の２第２項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては１００分の７０）とする。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第９条　市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行う。

２　高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、法第６１条及び法第６１条の２に定める規定を準用する。

（第１号事業支給費の額の特例）

第１０条　市長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めたときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第１号事業支給費の額の特例を決定することができる。

２　第１号事業支給費の額の特例に関する基準及び手続きは、市長が別に定める。

３　法第６０条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第１号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

（指定の申請）

第１１条　指定事業者の指定は、次に掲げるサービスに応じて、それぞれ次に掲げる者からの申請により行う。

(1)　介護予防型訪問サービス

介護予防型訪問サービスに係る事業者の指定を受けようとする者

(2)　訪問型家事援助サービス
　　介護予防型訪問サービスに係る事業者の指定を受けた者又は受けようとする者
(3)　介護予防型通所サービス
　　介護予防型通所サービスに係る事業者の指定を受けようとする者

（指定の更新申請）
第１２条　指定事業者の指定の更新は、次に掲げるサービスに応じて、それぞれ次に掲げる者からの申請により行う。
(1)　介護予防型訪問サービス
　　前条第１号の規定による指定事業者
(2)　訪問型家事援助サービス
　　前条第２号の規定による指定事業者
(3)　介護予防型通所サービス
　　前条第３号の規定による指定事業者

（指定の基準）
第１３条　指定事業者は、指定事業者の指定に係る事業所ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める指定基準に従って、事業を行うものとする。
(1)　訪問型サービス
　ア　介護予防型訪問サービス
　　宮崎市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第１章及び第２章に規定する基準
　イ　訪問型家事援助サービス
　　宮崎市長が別に定める基準
(2)　通所型サービス
　ア　介護予防型通所サービス
　　宮崎市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第１章及び第３章に規定する基準

（指定の有効期間）
第１４条　指定事業者の指定の有効期間（法第１１５条の４５の６第２項で定める期間をいう。）は、６年間とする。
２　前項の規定にかかわらず、第１号訪問事業及び法第８条第２項に規定する訪問介護、又は第１号通所事業及び法第８条第７項に規定する通所介護（法第８条第１７項に規定する地域密着型通所介護を含む。以下この項において「通所介護」という。）を一体的に運営している指定事業者の指定の期間は、当該訪問介護又は通所介護の指定の有効期間満了日までを有効期間とすることができる。

（指定拒否）
第１５条　指定事業者の指定については、事業所が第１２条に規定する指定基準を満たした場合であっても、当該事業所に係る指定事業者の指定を行なうことにより本市のサービス事業の供給量を超過する場合、その他の本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じるおそれがあると認められる場合においては、当該事業所に係る指定事業者の指定をしないことができる。

（本市の区域の外の事業所に係る特例）
第１６条　第６条、第１２条の規定にかかわらず、指定に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって市長が必要と認めるときは、当該事業所の所在する市町村（特別区を含む。）の要綱等で定めるところによる。

（利用料）
第１７条　市長は、総合事業を通知別記１(1)ア(ｴ)①(a)又は(b)の方法により実施するときは、市長が別に定めるところにより、居宅要支援被保険者等に対して総合事業に要する費用の一部を負担させることができる。

（事業対象者の特定の有効期間）
第１８条　総合事業の事業対象者の特定の有効期間は、(1)に掲げる期間と(2)に掲げる期間を合算して得た期間とする。
(1)　基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日から当該日が属する月の末日までの期間
(2)　１年間
２　事業対象者が、基本チェックリストの実施によって事業対象者の基準に該当しなくなった場合は、当該基本チェックリストの実施日の属する月の翌月１日より、事業対象者の特定を無効とする。

（指導及び監査）
第１９条　市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

（委任）
第２０条　この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則
この要綱は、平成２９年　４月　１日から施行する。

附則
この要綱は、平成３０年　４月　１日から施行する。ただし、第８条は同年８月１日から施行する。

附則
この要綱は、平成３０年　７月１３日から施行する。

附則
この要綱は、平成３１年　３月　７日から施行する。ただし、第１８条第１項第２号に規定する事業対象者の特定の有効期間について、要介護等認定の有効期間の満了から事業対象者に移行する者のうち平成３１年５月末日までの特定の有効期間を有する者は、改正前の規定を適用する。

附則
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附則
（施行期日）
第１条　この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

（準備行為）
第２条　この要綱の施行のために必要な行為は前条施行日前においても行うことができる。

附則
この要綱は、令和５年１月２４日から施行する。